

意見公募の結果

1 規則等の題名

景観保全型広告整備地区の指定及び屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針を定めたことについて

2 規則等の案の公示の日

令和元年6月1日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

意見数7件

番号	提出意見 (いただいたご意見の概要)	提出意見を考慮した結果 及びその理由
1	「ビルの名称」について、赤や黄色など派手な色をベースとしたもの、特に内部照明型のもは際だつて目立ちすぎる恐れがある。これらへの規制も基準に盛り込む必要があるのではないか。(2件)	ご指摘の点につきましては、基準において、ビル名称に照明装置を設置する際は過剰な光量とならないよう、また、光源の色彩や動きに対し周囲の環境への影響に配慮をする旨を設けました。
2	立看板、置看板の基準が「1店舗につき1基まで」となっているが、雑居ビルなどを考えたとき、1建物当たりについても、規制が必要ではないか。	立看板等につきましては、案のとおり基準に形状の統一や集約化に努め、まちなみと調和のとれた配置及びデザインとする旨を規定しました。これらにより、1建物の立看板等についてもまちなみとの調和等を求めて参ります。

番号	提出意見 (いただいたご意見の概要)	提出意見を考慮した結果 及びその理由
3	<p>香林坊地区については規制を厳しくするだけでは地域の街づくりにそぐわない。品位ある広告活用地域として別途検討を要するのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本件では、事業者の皆様の経済活動に対し過度な負担とならないよう地区を指定し、都心軸の景観特性を踏まえ、対象とする屋外広告物等を限定して、基準を定めております。</p>
4	<p>都心軸における屋外広告物の色彩については、落ち着きすぎて賑わいが感じられないといった面もあり、建物の色よりは多少、緩やかな基準にしても良いのではないかと。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、今回、色彩に関し一律の数値基準というものは設けませんが、これまで本市が取り組んできたとおり、案件ごとの事前協議や個別審査により、設置される場所等に応じた指導・誘導をさせていただきます。</p>
5	<p>屋外広告ではないが、フルカラーLED照明による演出で激しい動きのある色の変化は都心軸の風格を落とす恐れがある。</p> <p>広告の照明においても同様に派手な動きのある照明効果について、ある程度の規制が必要である。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、屋外照明に関しては夜間景観形成条例においても基準を設けており、過剰な光の氾濫を防止し、賑やかさの中にも秩序ある照明環境形成を図る等、必要な指導・誘導をさせていただきます。</p>

番号	提出意見 (いただいたご意見の概要)	提出意見を考慮した結果 及びその理由
6	建物に対する広告規制を強化するのみでは、路線バスの広告を目立たせることになり、逆効果になる。路線バスや宣伝カーの外部広告への規制も行う必要がある。	貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。